

# 直轄地すべり対策事業 <公共>

令和8年度予算概算決定額 500百万円 (前年度 720百万円)

## <対策のポイント>

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を推進します。

## <事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (21万ha [令和11年度まで])

### <事業の内容>

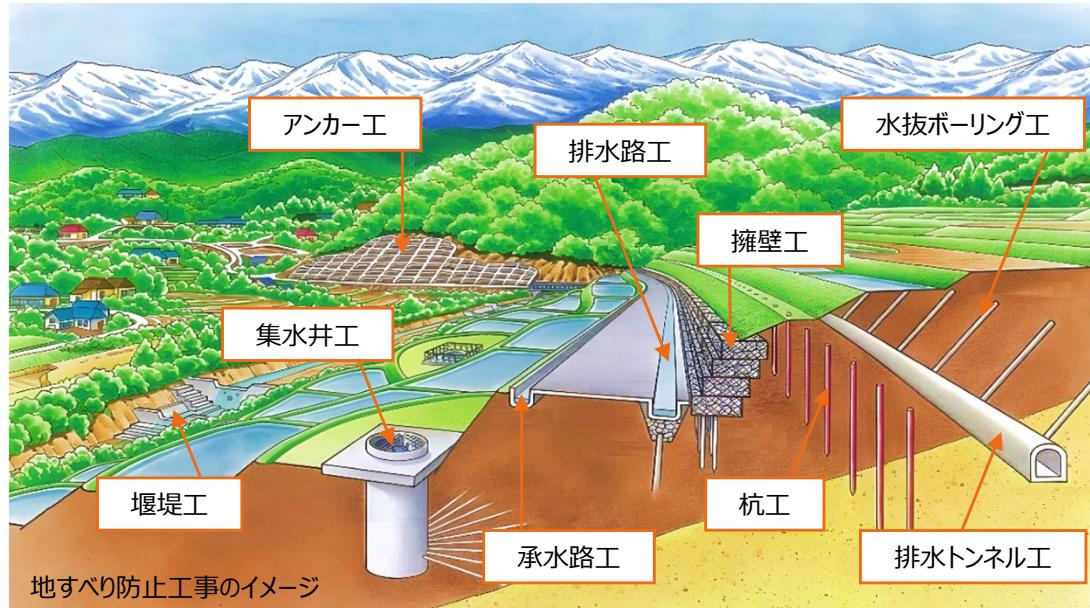
地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

#### 【実施要件】

- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がすべる現象のこと。

### <事業イメージ>



## <事業実施主体>

国 (国費率: 溪流工事2/3、その他工事1/2)



[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-3502-6430)